

令和5年度 日本精神科医学会学術教育研修会 報告

PSW 部門

藤枝 信夫 鶴岡 義明

令和5年度の日本精神科医学会学術教育研修会 PSW 部門が令和5年9月28, 29日に宮崎県のシーガイアコンベンションセンターにて218名の受講生を迎えて開催された。新型コロナウイルス感染症が2類から5類となり4年ぶりの対面開催となった。

開講式では日本精神科病院協会 宮崎県支部長の内村大介先生が挨拶された。続いて日本精神科医学会学会長の山崎學先生より「精神科医療の将来展望」と題して会長講演が行われ、精神保健福祉行政の歩み、精神保健福祉の動向、精神科医療における社会的偏見、精神科医療の将来像について説明された。

シンポジウム I では一般社団法人シルバー人材センター事務局長の久留善武先生より「2024年トリプル改定に向けた今後の動向について」と題して介護報酬～介護保険制度を取り巻く状況の変化と令和6年度介護報酬等改定について講演が行われた。

①諸外国と比較した日本人口の歴史的推移や今後の推計および合計特殊出生率、人口構造などについて話された。②介護保険制度開始後の対象者推移や今後の推計および給付費・事業費の推移についてや第1号保険料と第2号保険料の推移、介護保険の財源構成と規模、介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳割合や推移について、など介護保険制度を取り巻く状況の変化を話された。③令和3年度介護報酬改定の概要について感染症や災害への対応力強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重症化防止の取り組みの推進、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保などを総括された。④看護、介



護、保育など現場で働く方々の収入の引き上げについて介護職員処遇改善支援補助金、処遇改善加算率など令和4年度介護報酬改定による処遇改善について説明された。⑤「令和5年度介護保険法改正について」と題し全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律31号）の概要などを解説された。⑥新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設に対する支援等や介護報酬上の臨時的な取り扱いの見直し案など「政府の新型コロナウイルス感染症への対応」について説明された。⑦令和3年度介護報酬改定に関する審議報告における「今後の課題」や介護保険制度の見直しに関する意見（概要）など「これまでの主な指摘事項等」について話された。⑧「令和6年度介護報酬改定に向けて」と題し今後のスケジュールや同時報酬改定に向けた意見交換会、関連する課題・検討の視点などを説明された。

シンポジウム II では Social Work らぼ 代表、西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターアドバイザーの田畑寿明先生より「障がい福祉サービスの動向と改正のポイント」と題して講演が行われた。①「共生社会を目指して」と題し日本の社会保障制度の変遷、障害福祉のあゆみ、障害福祉施策の変遷と今後の方向、入所施設中心の福祉から身近な街で暮らすスタイルへの変化、人口減少時代と共同体の脆弱化などについて話された。②「ごちゃ・つな福祉」と題し、子ども、高齢者、障害のある人もない人も「ごちゃ混ぜ」で暮らせる街の実例として石川県金沢市の「Share 金沢」

の暮らしぶりをスライドで示された。③一般的に「自立」の反対語は「依存」だと誤解されているが、「依存先を増やしていくことこそが真の自立なのだ」と主張される小児科医で東京大学先端科学技術研究センター准教授の熊谷信一郎先生の話がされた。④障害者権利条約の批准、目的や障害者権利委員会から日本政府への勧告など障害者権利条約に関する話がされた。⑤障害者総合支援法の基本的な方向、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律、医療保護入院の見直し、精神科病院における虐待防止に向けた取り組みの一層の推進、基幹相談支援センターについてなど障害福祉計画および障害児福祉計画について「障害者総合支援法の一部改正」の話がされた。⑥障害児分野の児童福祉法改正のポイント、児童発達支援センターの役割や機能強化、障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築、放課後等デイサービスの対象児童の見直し、こども家庭庁設立に伴う障害児支援の強化と障害児・者連携の強化など「児童福祉法の一部改正」について話された。⑦金子みすゞの詩を提示され「すべてのライフステージをつなぎ、いつもの街で、いつもの暮らしを！」と地域共生社会を目指す話をして結びとされた。

シンポジウムⅢでは日本精神科病院協会医療経済委員会委員の松本善郎先生より「診療報酬～精神科に関する改正のポイント」と題して講演が行われた。

まず総論として（１）精神科病院について、（２）診療報酬制度について、それぞれの変遷と現状について説明された。次に各論として（３）精神保健福祉士の診療報酬の評価について、①精神保健福祉士にしか認められていない高い評価：10項目と、②他のコメディカルと同等の評価：16項目について、具体的に説明された。最後に（４）令和6年度診療報酬の改定のポイントについて詳細に説明され、精神保健福祉士の役割がさらに重要になってきていると結ばれた。

特別講演Ⅰでは、公益社団法人日本精神保健福祉士協会副会長の尾形多佳士先生より、「精神保

健福祉士法の定義改正の意義～これからの精神保健福祉士に求められるもの～」と題して講演が行われた。

ユニークな自己紹介の後、（１）精神保健福祉士法、成立までの背景、（２）公益社団法人日本精神保健福祉士協会の現状、（３）精神保健福祉士法の変遷、について詳細に説明された。最後に（４）今回の「精神保健福祉士法」の改正について説明された。この中の（定義）第二条中での「相談援助」の対象が、従来の「精神障害者」から「精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者」と一般の人々にまで拡大された。この定義の拡大により、精神保健福祉士は地域住民全体のメンタルヘルスの課題に向きあう職種として「法的根拠」を得たものと考えられ、精神保健福祉士の役割はますます重要になってきていると結ばれた。

特別講演Ⅱでは、日本精神科病院協会政策委員会委員長の新垣元先生より「精神保健福祉法の改定について」と題して講演が行われた。令和6年4月1日より改定される精神保健福祉法のうち精神障害者に関する部分を、（１）障害者などの地域生活の支援体制の充実、（２）障害者の多様な就労ニーズに対する支援および障害者雇用の質の向上の推進、（３）精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、の順に説明され、最後に、自治体の相談支援の対象が従来の「精神障害者」から「精神障害者及び精神保健に課題を抱える者」へと、一般の方々まで拡大されたことを改めて強調され結びとされた。

引き続き閉講式が行われた。日本精神科医学会から受講証書の授与がなされ、宮崎県支部長の内村大介先生へ感謝状が贈呈された。続いて学術研修分科会構成員の閉講挨拶があり、全日程を終了した。

終わりに、本研修会の企画・運営に当たられた内村大介支部長ならびに宮崎県支部の諸先生、およびスタッフの皆様方に深く感謝申し上げますとともに、宮崎県支部の今後の発展をお祈り申し上げます。

（日本精神科医学会
学術教育推進制度学術研修分科会）